

令和2年度 まりあ保育園保護者会

行事計画(案)及び予算(案)

■行事計画

①環境整備（園庭の草取り、石拾い、芝の補修、清掃等）

H29年に植え付けをした園庭の芝の環境整備を年1回保護者会で行います。

※昨年までは参観会の空き時間に実施しましたが、今年度は保育参観が中止となったため、日程は未定です。決定次第お知らせしますので保護者の皆様のご協力をお願いします。

②まりあっ子まつり 7月4日（土） ③運動会 10月10日（土）

④親子遠足 11月6日（金） ⑤生活発表会 11月28日（土）

それぞれ、保育園主催で行いますが、保護者会からはプレゼント購入に対する手伝いをしたいと思います。

※②③④の行事において保護者会費からレクリエーション保険に加入します。

■予算

	項目	予算額	摘要
収入の部	保護者会費	414,000円	500円×69名×12ヵ月
	平成30年度繰越金	29,926円	
	収入合計	443,926円	
支出の部	レクリエーション保険加入代	36,000円	1事業12,000円×3事業を予定
	グリーンバンク事業者負担金	1,000円	園庭の芝生管理に掛かる経費
	保育制度充実等の活動協力金	6,900円	1人100円×69名
	まりあっ子まつり	30,000円	出店景品等の購入代として
	運動会園児プレゼント	34,500円	500円程度×69名
	クリスマス会園児プレゼント	34,500円	500円程度×69名
	卒園児への記念品	67,500円	4500円×15名
	保育園謝礼	10,000円	書類コピー、備品等使用料として
	令和2年度卒園記念品	200,000円	園の希望する備品や遊具を購入
	予備費	23,526円	慶弔費・消耗品購入等
	支出合計	443,926円	

※ 昨年度の会計報告をもとに必要経費を計上しました。

※ 卒園記念品の金額は昨年度の実績と同金額に設定しております。

※ 次年度への繰越金は大きく予定せず、年度末に卒園記念品として園の備品や遊具などの購入・メンテナンスに充てていきたいと考えております。今年度は行事等の実施可否が不安定な状況となっており、年度末の残額に応じて卒園記念品の金額を調整して来年度へは大きく繰越をしないようにと考えております。

社会福祉法人 敬和会

まりあ保育園保護者会 会則

第1章 <名 称>

第1条 本会は「まりあ保育園保護者会」（以下、本会という）と称し、事務局をまりあ保育園（三島市松本 390-1 / 以下、本園という）内に置く。なお、事務局を本会の住所地とする。

第2章 <設立日>

第2条 本会の設立日を平成29年5月7日とする。

第3章 <目的及び事業内容>

第3条 本会は本園と協力し子供の健やかな成長を目指し、保護者の交流を図り、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本園の行事に協力する。
- (2) 必要に応じ会合を開き交流を図る。
- (3) 目的遂行のために必要なその他の事業及び学習を行う。

第4章 <会 員>

第5条 本会の会員は、本園に在籍する乳幼児の保護者とする。

第5章 <役員とその職務>

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長・・・・・・・・・・1名（ぞう組保護者）
- (2) 副会長・・・・・・・・・・1名（ぞう組保護者）
- (3) 副会長・・・・・・・・・・1名（きりん組保護者）
- (4) 会計・・・・・・・・・・1名（きりん組保護者）

第7条 各役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等により任務が遂行できない場合は、その代理を務める。
- (3) 会計は、保護者会費及び経費の会計を担当する。

第8条 本会の役員の任期は、1年とする。

第9条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は年度末までに、翌年度在籍を予定するクラス（ぞう組・きりん組）において選出するものとする。
- (2) 役員の役職は、役員の互選により決定する。

第6章 <会 合>

第10条 本会の定期総会は年1回とし、その他、会長及び役員が必要と認めたとときは臨時総会を開くことができる。

第7章 <会費・経費>

第11条 本会の会費は、園児1名あたり月額500円とする。なお、集金は隔月とし、集金袋にて会計へ納入する。

第12条 本会に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 会計監査は、翌年度の会長が行い、その結果は年度末に書面にて会員に報告するものとする。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 <慶 弔>

第15条 慶弔費の対象、その額は次のとおりとする。

- (1) 園児の事故、病気(入院1週間以上)の場合、一律5,000円の見舞金を出す。
- (2) 園児の保護者の死亡時は、一律5,000円の香典を出す。
- (3) 卒園時に記念品を贈る。
- (4) 本園職員の結婚、出産の場合、5,000円相当の電報またはお祝いを出す。
- (5) 職員の死亡時は、5,000円の香典を出す。
- (6) 職員の配偶者、及び一親等親族の死亡の場合、5,000円の香典を出す。
- (7) 全各号に該当しない場合は、予算の範囲内で役員の決議で決定し、会員に報告するものとする。

第9章 <改 正>

第16条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て、改正することができる。

付 則

この会則は、平成29年5月7日より施行する。